

入出金サービス取扱規約

目次

第 1 章 総則	1
第 1 条（目的）	1
第 2 条（金銭の授受）	1
第 3 条（入金方法）	1
第 4 条（出金方法）	1
第 2 章 入金手続き	1
第 1 節 お客様によるお振込み	1
第 5 条（お客様専用入金銀行口座）	1
第 6 条（振込手数料等）	2
第 7 条（ご本人の資金）	2
第 8 条（お客様専用入金銀行口座の入金処理時間）	3
第 2 節 リアルタイム入金による預金口座振替	3
第 9 条（リアルタイム入金サービスのご利用申込み）	3
第 10 条（リアルタイム入金による入金請求指示）	4
第 11 条（振替請求手数料等）	4
第 12 条（リアルタイム入金の入金処理時間）	4
第 3 章 出金手続き	5
第 13 条（出金先金融機関口座の指定）	5
第 14 条（出金指示）	5
第 15 条（出金手数料等）	5
第 16 条（出金手続き可能時間）	5
第 17 条（ご通知）	6
第 18 条（出金限度額、最低利用金額および 1 日の利用限度回数）	6
第 19 条（出金依頼の取消）	6
第 4 章 雑則	7
第 20 条（免責）	7
第 21 条（サービスの終了）	7
第 22 条（合意管轄）	7
第 23 条（この規約の変更）	7
附 則（2023 年 7 月 7 日変更）	7

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

1. この規約は、証券総合取引約款第 1 条第 2 項に基づき、お客様と CHEER 証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で行う入出金手続きの取扱いを明確にすることを目的といたします。
2. この規約に定めのない事項については、法令等および証券総合取引約款集その他の当社のお取引ルール等によるものとし、また、お客様が利用する金融機関の定めるお取引ルール等も適用されます。

第 2 条（金銭の授受）

1. お客様と当社との金銭の授受は、金融機関における振込みまたは預金口座振替の方法により取扱うことといたします。当社は、いかなる場合においても、対面による方法などにより直接お客様と金銭の授受を行うことはいたしません。
2. お客様との金銭の授受は日本円で取り扱うこととし、海外の金融機関の本支店との送受金は受付いたしません。

第 3 条（入金方法）

お客様が当社の証券総合取引の口座（以下、「お取引口座」といいます。）へ金銭をご入金いただく場合は、以下のいずれかの方法により行っていただきます。

1. 当社がお客様ごとに指定する預金口座（以下、「お客様専用入金銀行口座」といいます。）へ、お客様がご利用の金融機関口座から振込手続きによりご入金いただく方法
2. 当社が提供するスマートフォンアプリ（以下、「CHEER 証券アプリ」といいます。）より、お客様からご指示いただいた金額を預金口座振替請求の方法によりお客様の預金口座からリアルタイムにご入金いただく方法（以下、「リアルタイム入金」といいます。）

（注）ご利用いただくためには、当社が契約する金融機関と同一の金融機関にお客様の普通預金口座が開設されており、あらかじめ同金融機関へご利用をお申込みいただきます。

第 4 条（出金方法）

当社はお客様からご出金指示をいただいた場合には、あらかじめ当社に届出いただいたお客様ご本人の出金先金融機関口座へ、振込手続きの方法によりお振込みいたします。

第 2 章 入金手続き

第 1 節 お客様によるお振込み

第 5 条（お客様専用入金銀行口座）

1. お客様専用入金銀行口座によるご入金は、以下の預金口座へ振込む方法により行っていただきます。

金融機関名（銀行名）	みずほ銀行（金融機関コード：0001）
支 店 名	十八号支店（支店番号：986）
預金種別	普通預金
口座番号	お客様ごとに異なります。CHEER 証券アプリログイン後の固定メニュー【入出金】からご確認ください。 【CHEER 証券アプリ手順】 ホーム >  入出金 > 入金 > 振込

2. お客様は、お客様専用入金銀行口座に対して、銀行の窓口、ATM、ネットバンキングサービス等を通じて振込み手続きを行うことで、ご資金を当社のお取引口座へ入金することができます。
3. お客様専用入金銀行口座への振込みは、国内の金融機関からの振込み手続きに限ります。国外からのお客様専用入金銀行口座への送金は受付できません。
4. 当社は、お客様の振込みによる資金についてお客様専用入金銀行口座への着金を確認した後、振込人様の振込み人名義と当社に登録されている口座名義が完全一致した場合、お客様からの振込みであるものと判断し、お取引口座へ入金し、CHEER 証券アプリに表示するものといたします。
5. 当社は、お客様からの振込みであることを確認しお取引口座への入金が完了した場合、お客様のご登録メールアドレスへ「入金手续完了のお知らせ」をご通知いたします。
6. 当社は、お客様の振込みによる資金についてお客様専用入金銀行口座への着金を確認した後であっても、当社の事務処理の都合上、お取引口座へ入金を反映し表示するまでに時間を要する場合があります。お客様はこのことをあらかじめご了承ください。
7. 前項における事務処理には、当社がお客様ご自身からのご指示であるかを確認させていただく場合を含みます。

第 6 条（振込手数料等）

お客様が当社に対して金銭を振込む方法により金銭を入金する際に金融機関へ支払う振込手数料等は、当社が別途認める場合を除き、お客様のご負担となります。

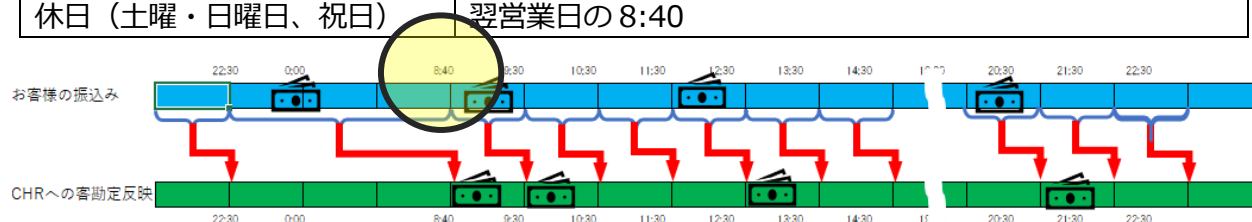
第 7 条（ご本人の資金）

1. 当社にお振込みいただく場合には、お客様ご自身のご資金をお客様ご自身のご名義でお振込みください。
2. 当社に登録済みの口座名義と異なる名義による振込みおよびお客様専用入金銀行口座以外の当社の金融機関口座への振込みについては、お取引口座への入金処理を行いません。この場合、当社は事前に通知することなく、振込み元の預金口座等に返金処理を行うことができるものとし返金に係る振込手数料など諸費用が掛かる場合はお客様のご負担といたします。また、返金に係る処理によりお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社が前項の返金処理を行うことができない場合には、当社はお客様または振込人様にご連絡いたしますので、お客様または振込人様の責任で金融機関に対して組戻し手続きを行っていただきます。この処理に関してお客様に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 8 条（お客様専用入金銀行口座の入金処理時間）

1. 当社は、お客様専用入金銀行口座への着金状況について、各営業日の 8:40 および 9:30 から 22:30 までのうち、1 時間毎に確認を行います。着金を確認した場合は、第 5 条第 4 項の処理により、お取引口座へ入金し CHEER 証券アプリに表示いたします。なお、22:30 以降の着金は、翌営業日の 8:40 の着金確認を経て、入金処理を行います。

お客様の振込み日等	着金確認および入金処理
平日（月曜から金曜日）	8:40、および 9:30 から 22:30 までの 1 時間毎 （1 日 15 回の着金確認）
平日の 22:30 以降翌営業日 8:40	翌営業日の 8:40（0:00～8:40 の振込みは当日）
休日（土曜・日曜日、祝日）	翌営業日の 8:40



2. 当社所定の時間内であっても、お客様が利用される金融機関が定める利用時間外のため、当社が当該金融機関からの振込みによる着金を確認できない場合は、当社が振込みによる着金を確認でき次第、入金処理を行うことといたします。
3. お客様が利用される金融機関の利用時間内であっても当社所定の利用時間を過ぎている場合、当社は翌営業日の受付日付で入金処理を行うことといたします。

第 2 節 リアルタイム入金による預金口座振替

第 9 条（リアルタイム入金サービスのご利用申込み）

1. お客様はあらかじめ「リアルタイム口座振替サービス契約」を当社が利用契約する以下の金融機関へお申込みいただきます。

ご利用できる金融機関：三菱UFJ銀行

※ご利用いただくためには、同金融機関にお客様の普通預金口座を開設していることが条件となります。

2. リアルタイム口座振替サービス契約のお申込みは、CHEER 証券アプリの固定メニュー【入出金】から行っていただきます。

【CHEER 証券アプリ手順】

ホーム > 入出金 > 入金 > リアルタイム入金 > [リアルタイム入金契約を行う](#)

3. リアルタイム口座振替サービス契約は、CHEER 証券アプリから金融機関サイトへ遷移し当該金融機関による本人認証等の確認を受けていただきます。金融機関サイトでは当該金融機関の指示に従い手続きを行ってください。
4. 金融機関サイトでのリアルタイム口座振替サービスの申込みが完了しますと、当社は、当該金融機関よりお客様のご利用を承諾したことの連携を受け、CHEER 証券アプリに遷移しリアルタイム入金利用のお申込みが完了します。

5. お客様は、リアルタイム入金利用のお申込み完了後、直ちにリアルタイム入金のご利用を開始することが出来ます。

第 10 条（リアルタイム入金による入金請求指示）

1. リアルタイム入金は、以下の方法により入金のご請求指示を行っていただきます。

- (1) 固定メニュー【 入出金】からご入金の振替請求指示を行う方法
- (2) 取引画面からご入金の振替請求指示を行う方法

取引商品の種類	取 引 の 種 類
日 本 株	店頭取引による買付の場合
外 国 株	
投 資 信 託	通常取引による購入の場合

2. ご入金請求指示の金額は、「1,000 円以上 1,000 円単位」でご指示いただきます。
3. ご入金請求指示の 1 回の最大金額は、100,000,000 円までご指示いただけます。
4. リアルタイム入金によるご請求指示の結果について、ご指示の都度お客様のご登録メールアドレスへご通知いたします。
 - ①リアルタイム入金の請求指示によりお客様の預金口座から口座振替が正常に終了したとき
 - ②リアルタイム入金の請求指示を行ったが、お客様の預金口座から正常に口座振替が終了しなかったとき
 - ③リアルタイム入金の請求指示を行ったが、お客様と当該金融機関とのリアルタイム口座振替契約が存在しなかったことにより、お客様の預金口座から口座振替処理が出来なかったとき
5. 当社は、前記 4. ③の場合、リアルタイム入金サービスの申込みを抹消いたします。

第 11 条（振替請求手数料等）

1. お客様がリアルタイム入金の方法によりお取引口座へ入金する場合、1 回のご入金請求金額が 10,000 円未満の場合、1 回につき 110 円の手数料等をご負担いただきます。
例) 5,000 円の入金請求のご指示をいただいた場合
『 5,110 円 (5,000 + 110) 』をお客様の預金口座から振替請求させていただきます。
2. お客様がリアルタイム入金の方法によりお取引口座へ入金する場合、1 回のご入金請求金額が 10,000 円以上の場合、手数料等はいただきません。

1 回のご入金請求金額	振替手数料等のご負担額
1,000 円～9,000 円	110 円
10,000 円～100,000,000 円	0 円

第 12 条（リアルタイム入金の入金処理時間）

1. リアルタイム入金は、原則、24 時間 365 日受け付けいたします。
2. 上記 1 に関わらず、リアルタイム入金は、金融機関および当社のシステムメンテナンスにより一時的に受付を停止する時間がございます。

対象システム	システムメンテナンスに伴う停止時間
金 融 機 関	毎月第 2 土曜日 21:00～翌日曜日 7:00

当 社	毎月第 3 土曜日 11:00~19:00
-----	-----------------------

3. 当社は前項の場合のほか、リアルタイム入金を受付けを停止させていただく場合があります。その場合には、事前にお客様へご連絡いたします。

第 3 章 出金手続き

第 13 条（出金先金融機関口座の指定）

1. 当社はあらかじめお客様がお預かり金を出金する場合のお客様名義の出金先金融機関の口座（以下、「出金先銀行口座」といいます。）を当社にご登録いただきます。
2. あらかじめご登録いただく出金先金融機関は、国内の金融機関に限ります。ただし、当社の都合で出金先金融機関にご指定いただけない金融機関がございます。

第 14 条（出金指示）

1. お客様は、出金手続依頼時に CHEER 証券アプリに表示される「出金可能額」の範囲内で出金額をご指定いただきます。
2. 当社は、お客様から出金手続依頼を受付ける場合、取引暗証番号をご入力いただき当該番号の一致を確認のうえご依頼を受付けるものとします。

第 15 条（出金手数料等）

1. 当社は、お客様が当社に出金手続依頼される場合の 1 回ごとの出金手数料等を、お客様のご指定する出金先金融機関および出金額に応じて次のように申し受けます。なお、出金手数料等には当社が振込手続きを利用するみずほ銀行（以下、「当社の振込銀行」といいます。）における振込手数料等が含まれます。

振込先金融機関	出金依頼金額	出金手数料（税込み）
みずほ銀行宛て	30,308 円未満	154 円
	30,308 円以上	308 円
みずほ銀行以外宛て	30,539 円未満	385 円
	30,539 円以上	539 円

2. お客様が取引画面でご指定される出金依頼金額をお取引口座から出金いたします。当社はお客様のご指定された出金依頼金額から出金手数料等を控除した金額をお客様の出金先銀行口座へお振込みいたします。

例) みずほ銀行宛てに 100,000 円を出金依頼金額としてご指定された場合には、お客様の出金先銀行口座には「99,692 円（100,000 円－308 円）」が入金となりますので、出金依頼金額のご指定にはご注意ください。

第 16 条（出金手続き可能時間）

1. 当社は、お客様からの出金手続依頼について、各営業日の 8:40 および 9:30 から 22:30 までのうち、1 時間毎に確認を行います。お客様からの出金手続依頼を確認した場合、当社は、システ

ム処理により当社の振込銀行の口座からお客様が指定する出金先銀行口座へ振込み手続きを行います。また、22:30 以降の出金手続きのご依頼については、翌営業日の 8:40 に手続きを行います。

お客様の出金手続依頼日等	出金手続依頼確認および出金処理
平日（月曜から金曜日）	8:40 および 9:30 から 22:30 までの 1 時間毎 （1 日 15 回の出金依頼確認および出金手続き処理）
平日の 22:30 以降翌営業日 8:40	翌営業日の 8:40（0:00～8:40 の振込み依頼は当日）
休日（土曜・日曜日、祝日）	翌営業日の 8:40

2. お客様の出金先銀行口座への着金は、お客様がご利用する各金融機関の処理に依存します。このため、出金処理日の当日の着金をお約束するものではありません。

第 17 条（ご通知）

1. 当社は、ご依頼いただいた出金手続依頼について、当社の振込銀行から受付完了の連絡を受信次第、お客様のご登録メールアドレスへ「出金手続完了のお知らせ」をご通知いたします。
2. 当社は、ご依頼いただいた出金手続依頼について、当社の振込銀行から受付エラーの連絡を受信次第、当社所定の処理を行ったうえで、お客様のご登録メールアドレスへ「出金手続エラーのお知らせ」をご通知いたします。

第 18 条（出金限度額、最低利用金額および 1 日の利用限度回数）

1. 出金依頼金額の上限金額に制限はございません。
2. 出金手続きの依頼に際しては、出金手数料等金額を上回る出金可能額が表示されていることを確認のうえ、出金手数料等額を超える金額をご指定いただきます。なお、お取引口座内に預り金以外の資産がない場合（ご売却によって出金可能額に反映していない場合を除きます。）でその全額のご出金を依頼された場合に限り、出金手数料等の金額以下の金額の出金手続依頼を受付けます。
3. 前項の振込み金額が振込み手数料額を下回る場合で、振込み出金を行うことによって、お預かり資産の合計残高が「0 株かつ 0 円」となる場合、かつおまかせ運用口座の契約が無い場合、出金依頼金額の 1/2 の金額を振込み手数料（円未満切り捨て）等として申し受けます。
4. 1 日の出金利用回数に限度はございません。ただし、同一日に同一金額を出金依頼する場合、振込金融機関の都合により出金依頼をお受けできない場合がございます。

第 19 条（出金依頼の取消）

1. お客様から出金手続依頼を受付けた場合、受付後、最初に到来する第 10 条で定める出金手続依頼確認処理時間までの間、出金手続依頼の取消依頼を受付けます。ただし、当該時間を経過した後の出金手続依頼の取消依頼はお受けすることはできません。

手 続 中	出金手続依頼を受付し、当社から当社の振込銀行への振込処理を待機している状態です。	取消可能
処 理 中	出金手続依頼を受付後、当社の振込銀行へ出金依頼情報を送信しましたが、振込処理が確定していない状態です。	取消不可
失 効	出金先銀行口座の名義人不一致等、振込処理を確定できなかった場合に、	取消不可

	出金手続依頼を強制的にお取消しした状態です。	
完了	出金手続依頼を受付後、銀行システムへ出金依頼情報を送信し、振込処理が完了した状態です。	取消不可

2. 前項の出金手続依頼の取消依頼を受付けた場合、出金手数料等はいただきません。

第4章 雑則

第20条（免責）

- 当社は、次に掲げるいずれかに該当する場合、この規約に基づく入出金サービスの提供を停止することができるものとします。
 - 当社の振込先金融機関が関連するサービスの受付を停止した場合
 - 当社の振込先金融機関等にシステム障害が生じた場合
 - 端末機器、通信回線、ソフトウェア等およびこれらを通じた情報伝達システム等の障害または瑕疵、ならびに第三者による妨害、侵入または情報改竄等による、いわゆるシステム障害により取引等の提供ができなくなったまたは遅滞した場合
 - その他、やむを得ない事由により当社が必要と認める場合
- サービスの提供を停止したことにより生じたお客様の損害については、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合にはその限りではありません。

第21条（サービスの終了）

- 当社は、いずれかの事項に該当したときに、この規約に基づく入出金サービスを終了することができるものとします。
 - 当社の振込先金融機関がサービスの提供を終了した場合
 - 当社がサービスの提供の中止を申し出た場合
 - 当社がサービスの提供を提供することができなくなった場合
- 当社は、前項のサービス終了が決定された場合は、あらかじめお客様に通知することといたします。

第22条（合意管轄）

お客様と当社との間のこの規約に関する訴訟については、当社本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第23条（この規約の変更）

この規約は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにウェブサイト等またはその他相当の方法により周知いたします。

附 則（2023年7月7日変更）

この規約は、2023年7月7日よりお客様とのお取引に適用します。

以 上